

## 北海道アイヌ農林漁業対策事業実施要領

平成14年 3月29日農振第1318号農政部長通知  
平成17年 4月28日支援第 135号農政部長通知  
平成18年 3月31日支援第1437号農政部長通知  
平成19年 3月 6日支援第1454号農政部長通知  
平成20年 3月31日支援第1845号農政部長通知  
平成20年10月 3日支援第 739号農政部長通知  
平成21年 4月 1日支援第1462号農政部長通知  
平成22年 4月 1日支援第1299号農政部長通知  
平成23年 4月 1日支援第 54号農政部長通知  
平成25年 6月10日経営第 485号農政部長通知  
平成27年 4月 9日経営第 65号農政部長通知  
平成27年10月26日経営第1210号農政部長通知  
平成28年 4月 1日経営第 7号農政部長通知  
平成29年 4月 5日経営第 18号農政部長通知  
平成30年 4月13日経営第 80号農政部長通知  
令和 3年 5月21日経営第 242号農政部長通知  
令和 4年 5月31日経営第 217号農政部長通知  
令和 5年 4月28日経営第 138号農政部長通知  
令和 6年 4月 3日経営第 21号農政部長通知

最終改正

### 1 事業の目的

北海道において、生活環境、就業条件等の安定向上を図ることが必要なアイヌ住民の居住地区（以下「アイヌ住民居住地区」という。）における農林漁業は、他の地区に比し、経営規模が零細で生産性が低く農林漁家の所得及び生活水準は低位にある。

このため、アイヌ住民居住地区においてアイヌ農林漁家（新規就業者を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な農林業生産基盤及び農林漁業経営近代化施設等の整備を図るため、アイヌ農林漁業対策事業（以下「事業」という。）を実施し、もって当該地区におけるアイヌ農林漁家の経営の改善と経済的地位の向上に資するものとする。

### 2 事業の実施

#### (1) 事業実施主体

本事業の実施主体は、市町村、土地改良区、農林漁業者等の組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等）等とする。

#### (2) 事業の対象地区

本事業は、アイヌ住民居住地区のうち、アイヌ農林漁家の戸数が原則として3戸以上ある地区（以下「事業対象地区」という。）を対象として実施するものとする。

#### (3) 事業の実施基準

本事業の実施基準は、特定地域経営支援対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月30日付け3経営第3157号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）及び特定地域経営支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22経営第7200号農林水産省経営局長通知。以下「国要領」という。）によるものとする。

### 3 事業計画の樹立及び承認等

(1) 市町村長は、知事が定めるアイヌ農林漁業対策基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、事業対象地区内の農林漁家の自主的な意向を尊重して、アイヌ農林漁業対策事業実施計画（国要領別紙様式第1号。以下「事業計画」という。）を樹立するものとする。

- (2) 事業計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 事業対象地区の農林漁業の振興のための基本構想
  - イ 本事業により整備される農林業生産基盤等の受益農林漁家（以下「受益農林漁家」という。）の経営改善目標（以下「目標」という。）に関する事項
  - ウ 農林業生産基盤の整備に関する事項
  - エ 農林漁業経営近代化施設の整備に関する事項
  - オ その他農林漁業の振興に関する必要な事項
- (3) (2)のイの目標については、(4)のイの事業計画の承認のあった翌年度から5年度目を目標年度とする。
- (4) 事業計画の承認
- ア 市町村長は、事業計画を樹立したときは総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出して承認を受けるものとする。
  - イ 総合振興局長等は、アの事業計画が次の要件を満たしていることと認め、当該事業計画の承認を行う場合は、あらかじめ農政部長と協議するものとする。
    - (ア) 基本方針に即し、事業対象地区における農林漁業経営の健全な育成及びアイヌ農林漁家経済の安定的向上を図るものであること。
    - (イ) 事業対象地区内の農林漁家の総意に基づくものであり、かつ、本事業の内容が技術的、資金的その他の見地から実施可能なものであること。
- (5) (4)により事業計画の承認を受けた市町村長（以下「計画主体」という。）は、次に掲げる事項について、事業計画を変更する場合には、(4)の手續に準じて行うものとする。
- ア 成果目標の変更
  - イ 事業実施主体の変更
  - ウ 施設等の新設

#### 4 費用対効果分析

事業実施主体は、事業の実施に当たり、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について農林水産省経営局長が別に定める手法を用いて定量的な分析を行うものとする。

#### 5 他の施策との関連

本事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）等による関連諸制度との調和を図るとともに、農林漁業の振興、就業機会の増大等に関する各種の施策との関連又はその活用に配慮して推進するものとする。

#### 6 事業の推進

市町村長は、事業計画を樹立する場合及び事業実施主体が本事業を実施しようとする場合は、事業対象地区内の農林漁家の意向を十分に徴するとともに、関係農林漁業団体との密接な連携を保つものとする。

#### 7 助成

##### (1) 助成の内容

ア 道は、毎年度、予算の範囲内において、3の(4)により事業計画の承認を受けて、自らが事業実施主体となる市町村又は市町村が当該事業を行う市町村以外の事業実施主体に対し当該事業に要する経費について補助する場合において、当該市町村に対して当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費について、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総303号副出納長通知。以下「運用通知」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより、当該市町村

に補助金を交付することができるものとする。

イ 補助の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	
	市町村が事業実施主体の場合	市町村以外が事業実施主体の場合
<p>1 事業費</p> <p>市町村が事業計画に基づいて自らが本事業を行う場合又は市町村が本事業を行う市町村以外の事業実施主体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費若しくは当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げる費目</p> <p>(1) 農林業生産基盤整備事業費</p> <p>(2) 農林漁業経営近代化施設整備事業費</p> <p>(3) 特認事業費</p> <p>2 附帯事務費及び推進事務費</p> <p>市町村が行う上記の(1)から(3)の計画の樹立及び事業の実施の指導等に要する経費</p>	<p>3分の2以内</p> <p>〔負担割合 国費3分の2以内〕</p> <p>2分の1以内</p> <p>〔負担割合 国費2分の1以内〕</p>	<p>60分の43以内</p> <p>〔負担割合 国費3分の2以内 道費20分の1以内〕</p> <p>2分の1以内</p> <p>〔負担割合 国費2分の1以内〕</p>

ウ 流用の禁止

特定地域交付等要綱別表2の区分間の経費の相互間における流用をしてはならない。

エ 事業実施主体（市町村を除く。）は、補助残額について、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）又は漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）の定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫資金、農業近代化資金又は漁業近代化資金の融通を受けることができるものとする。

## 8 補助金の交付申請

### (1) 交付申請の書類

市町村が規則第3条の2の規定に基づいて、補助金の交付を受けようとするときは、当該市町村は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式（昭和49年北海道告示第809号による告示様式。以下農政様式について同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等の定める日までに総合振興局長等に提出しなければならない。

ア 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）

イ 経費の配分調書（農政第18号様式）

ウ 事業予算書（農政第20号様式）

エ アイヌ農林漁業対策事業計画書（農政第62号様式）

### (2) 消費税等仕入控除税額

ア 市町村は、(1)の補助金等交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らか

でない場合は、この限りでない。

イ 市町村は、(1)の申請をするときには、各事業実施主体に係る納税対応状況について、別記第1号様式の納税対応状況申出書を提出し、総合振興局長等はこれを確認するものとする。ただし、事業実施主体が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。

(3) 報告

総合振興局長等は、(1)の補助金等交付申請書を受理したときは、速やかにその写しを農政部長に提出しなければならない。

9 補助金の交付決定

(1) 交付決定の通知

総合振興局長等は、8の(1)の補助金等交付申請書を受理したときは、規則第4条の規定に基づき、当該申請について調査を行うとともに、その内容を審査し補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条第1項の規定に基づき、速やかに当該市町村に別記第2号様式の指令書で補助金の交付の決定を通知するものとする。

なお、総合振興局長等は、規則第6条第2項の規定により補助金の交付をしないことを決定したときは、その理由を付して市町村に速やかに通知するものとする。

10 事業の着工

(1) 事業の着工

ア 事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として、9に定める補助金の交付決定の通知を受けて行うものとし、事業実施主体は、事業に着工するときは、速やかにその旨を入札結果報告・着工届（特定地域経営支援対策事業における対象事業事務等の取扱い（平成23年4月1日付け22経営第7201号農林水産省経営局長通知。以下「特定地域事務等の取扱い」という。）別記様式第1号）を、総合振興局長等（市町村以外が事業実施主体の場合にあっては市町村を経由する。）に提出するものとする。

イ 総合振興局長等は、アの届出を受理したときは、速やかに農政部長に報告するものとする。

(2) 事業の事前着工

ア (1)の規定にかかわらず、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、補助金の交付決定前に着工することができるものとする。この場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、市町村長又は総合振興局長等の適正な指導を受けた上で、交付決定前着工届（特定地域事務等の取扱い別記様式第2号）を、総合振興局長等（市町村以外が事業実施主体の場合にあっては市町村を経由する。）に提出するものとする。

イ アにより補助金の交付決定前に着工する場合には、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

ウ 総合振興局長等は、アの届出を受理したときは、速やかに農政部長に報告するものとする。

11 事業の変更

市町村が規則第6条の補助金交付の決定の通知を受けたのち、交付決定で付けられた変更承認が必要な要件（指令条件中の「補助対象経費の配分」及び「補助事業の内容」の変更要件をいう。）に該当するときは、当該市町村は農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に8の(1)に掲げる関係書類を添えて総合振興局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

12 事業の中止又は廃止

(1) 申請書の提出

市町村は、事業の中止若しくは廃止の事由が発生したとき又はその発生が見込まれるときには、速やかに農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書を総合振興局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 報告

総合振興局長等は、(1)の承認をしようとするときは、あらかじめ、補助事業等中止（廃止）承認申請書の写しを添えて農政部長に報告し、その指示を受けなければならない。

13 執行の遅延又は不能

(1) 報告書の提出

市町村は、事業の執行遅延若しくは不能の事由が発生したとき又はその発生が見込まれるときには、速やかに農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第3号様式の遂行状況及び執行計画書を添えて、総合振興局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(2) 報告

総合振興局長等は、(1)の指示をしようとするときは、あらかじめ、補助事業等執行遅延（不能）報告書等の写しを添えて農政部長に報告し、その指示を受けなければならない。

14 補助金の概算払

(1) 申請書の提出

市町村が、規則第9条第2項の規定の基づいて補助金の概算払の申請をしようとするときは、農政第25号様式の補助金等概算払申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

(2) 概算払の決定通知

総合振興局長等は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し、概算払をする必要があると認めるときは、当該概算払を決定し、その旨を当該市町村に通知するものとする。

(3) 間接補助事業者への交付

市町村は、当該概算払を受けた補助金額を、遅滞なく事業実施主体（市町村が事業実施主体である場合を除く。）に交付しなければならない。

15 事業の実施状況等の報告

(1) 実施状況報告書の提出

市町村は、補助金の交付の決定があった年度の第3・四半期の末日現在における補助事業の実施に関して、別記第4号様式の補助事業実施状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに総合振興局長等に提出しなければならない。

(2) 報告

総合振興局長等は、(1)の報告書を受理したときは、その写しを速やかに農政部長に提出しなければならない。

(3) 遂行状況の報告

総合振興局長等は、(1)のほか、規則第11条の規定に基づき、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村に対して事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

16 工事等の完成

(1) 竣工届の提出

市町村は、当該事業に係る建設工事の完成又は機械器具の導入が完了したときには、竣功届（特定地域事務等の取扱い別記様式第4号）を速やかに総合振興局長等に提出し

なければならない。

(2) 工事等の検査

総合振興局長等は、アの竣工届を受領したときは、あらかじめ指定した職員をして当該工事等を検査させ、当該職員に別記第5号様式の補助事業検査調書を作成させるものとする。ただし、市町村の職員の作成した検査調書をもって確認できる場合は、この限りでない。

17 事業の実績報告

(1) 実績報告の書類

市町村は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月5日のうち、いずれか早い日までに農政第28号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる関係書類を添えて総合振興局長等に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も同様とする。

また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付するものとする。

ア 補助金等精算書（農政第29号様式）

イ 事業精算書（農政第31号様式）

ウ アイヌ農林漁業対策事業実績書（農政第62号様式）

(2) 消費税等仕入控除税額

ア 8の(2)のアのただし書きの規定により交付の申請を行った市町村は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 8の(2)のアのただし書きの規定により交付の申請を行った市町村は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（アの規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式の消費税等仕入控除税額報告書により速やかに総合振興局長等に報告するとともに、総合振興局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の6月10日までに、同様式により総合振興局長等に報告しなければならない。

ウ 総合振興局長等は、前項の規定による返還命令をしようとするときは、あらかじめ、別記第6号様式の消費税仕入控除税額報告書の写しを添えて農政部長に報告し、その指示を受けなければならない。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合の状況等について報告あったときは、6月20日までに農政部長に報告しなければならない。

18 補助金の額の確定

(1) 額の確定通知

総合振興局長等は、17の実績報告書を受領したときは、規則第15条の規定に基づき補助金の額を確定し、当該市町村に通知するものとする。

なお、確定した補助金額が、既に交付された補助金額を超えている場合は、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(2) 報告

総合振興局長等は、補助金の額を確定し、かつ、当該補助金を補助事業者に交付したときは、別記第7号様式の補助金交付状況報告書を作成し、17の実績報告書等の写しを添えて速やかに農政部長に提出しなければならない。

## 19 補助金の額の再確定

### (1) 実績報告書の提出

市町村は、額の確定後において、事業実施主体が、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情が生じた場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書（17に準じた書類）を総合振興局長等に提出するものとする。

### (2) 額の再確定

総合振興局長等は、(1)の実績報告書を受理したときは、改めて額の確定を行い、市町村に通知するものとする。

### (3) 報告

総合振興局長等は、(1)の実績報告書を受理したときは、速やかにその写しを農政部長に提出しなければならない。

## 20 取得財産等

### (1) 財産の管理

事業実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

### (2) 財産の処分

ア 事業実施主体は、次に掲げる取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより、総合振興局長等の承認を受けなければならない。

#### (ア) 不動産

(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

(ロ) 前2号に掲げるものの従物

(エ) 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

イ アの規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により総合振興局長等の補助金の交付の決定をもって総合振興局長等の承認があったものとする。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

(イ) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

ウ 総合振興局長等は、アの承認をするときは、承認基準の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、申請書の写しを添えて、あらかじめ、農政部長と協議するものとする。

### (3) 災害の報告

ア 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、特定地域事務等の取扱い別記様式第5号により、総合振興局長等に報告するものとする。

イ 総合振興局長等は、アの報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を記載した報告書を作成の上、農政部長に報告するものとする。

#### (4) 増築等の届出

ア 事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、特定地域事務等の取扱い別記様式第6号により、総合振興局長等に届け出るものとする。

イ 総合振興局長等は、アの届出があったときは、当該必要性を検討するとともに、速やかに農政部長に報告し、必要に応じその指示を受けるものとする。

#### (5) 財産処分等の手続

ア 事業実施主体（市町村が事業主体である場合を除く。）は、(2)から(4)の規定に基づき、申請、報告及び届出を行う場合は、市町村を経由するものとする。

イ 市町村は、アによる申請等があったときは、必要な指導及び調整等を行い総合振興局長等に提出するものとする。

### 21 残存物件

#### (1) 発生報告

事業実施主体は、事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械器具、仮設物、材料等の物件）が生じたときは、遅滞なく品目、数量及び取得価格を、市町村を経由して総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (2) 報告

総合振興局長等は、(1)の指示をしようとするときは、あらかじめ農政部長に報告し、その指示を受けなければならない。

### 22 帳簿及び書類の備付け等

#### (1) 帳簿等

市町村及び事業実施主体は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

#### (2) 財産管理台帳等

事業実施主体は、取得財産等について、処分制限期間中、国要綱別記第9号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### (3) 補助金調書

市町村は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、国要綱第10号による補助金調書を作成しておかななければならない。

#### (4) 電磁的記録

(1)から(3)において、作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳その他関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

### 23 調査等

総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の2により市町村及び事業実施主体に対し報告を求め、又はその職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

### 24 成果目標の点検・評価等

#### (1) 目標の到達状況報告

ア 市町村長は、事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、各年度ごとに目標の達



成状況を調査し、その結果を調査年度の翌年度の5月末日までに総合振興局長等に報告するものとする。

イ 総合振興局長等は、アの市町村長からの報告を受けた場合には、その内容を点検し、目標の到達状況が立ち後れていると判断した場合等は、当該市町村長等に対して適切な措置を講ずるものとする。

ウ 総合振興局長等は、アの市町村長からの報告を取りまとめ、調査年度の翌年度の6月末日までに農政部長に提出するものとする。

## (2) 事業の評価

ア 市町村長は、目標年度までの各年度における目標の到達状況に基づき事業評価を行い、その結果の報告は、目標年度の翌年度の5月末日までに総合振興局長等に報告するものとする。

イ 総合振興局長等は、アの市町村長からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに農政部長に報告するとともに、必要に応じ当該評価結果を踏まえ、市町村長等を指導するものとする。

## (3) 環境負荷低減の取組

本事業により施設等を整備する場合は、おおむね全ての受益農林漁家が環境負荷低減のチェックシート（国要領別紙様式第7号）を提出することとする。

ただし、GAP認証等を取得している受益農林漁家は、当該チェックシートの提出は不要とする。

なお、受益農林漁家が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を利用する事業者が環境負荷低減の実施に努めることとする。

## 25 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、国要綱、国要領、特定地域事務等の取扱い及び特定地域経営支援対策事業における費用対効果分析の実施について（平成23年4月1日付け22経営第7202号農林水産省経営局長通知）の定めによるものとする。

### 附則

1 この要領は、令和6年4月3日から施行する。

2 1の規定にかかわらず、この要領は令和6年4月1日から適用する。